## 測量業務委託標準仕様書

### (適用範囲)

- 第1条 本仕様書は、守口市都市整備部道路公園課(以下「発注者」という。) が委託する測量業務に適用する。
- 2 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。
- 3 測量作業は、守口市公共測量作業規程に準拠して実施するものとする。

# (提出書類)

第2条 受注者は、業務の着手及び完了に当たり、発注者の指定する書類を提出し なければならない。

## (成果品の審査)

- 第3条 受注者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- 2 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- 3 業務完了後において、明らかに受注者の責に負う業務のかしが発見された場合、 受注者は直ちに、当該業務の修正を行わなければならない。

#### (引渡し)

第4条 成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、発 注者の検査職員の検査をもって、業務の完了とする。

### (疑義の解釈)

第5条 本仕様書の定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めの ない場合は、受注者、発注者協議のうえ、これを定めるものとする。

## (一般事項)

- 第6条 業務は、発注者と十分協議打合せ後、実施しなければならない。
- 2 受注者は、業務実施に当たり、関係法規を遵守し、常に適切なる管理を行わなければならない。
- 3 測量現場が隣接し、又は同一現場において別途測量がある場合には、常に相互 協調するとともに、利用する成果については、照合を行わなければならない。
- 4 受注者は、業務実施に当たり、交通の妨害又は公衆に迷惑を及ぼさないよう努めなければならない。
- 5 受注者は、業務実施中、安全に留意しなければならない。

# (土地の立入り等)

第7条 受注者は、測量を実施するため、国、公有又は私有の土地に立入る場合は、 あらかじめ係員に報告するとともに、受注者の責任において関係者と緊密かつ十 分なる協調を保ち、円滑な測量の進捗を期さなければならない。又、関係法令に 規定する身分証明書を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなけれ ばならない。

- 2 受注者は、測量実施に当たり宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立入る場合は、あらかじめ占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、占有者に迷惑を及ぼさないよう十分注意して立入るものとし、この場合において遅滞なくその旨を占有者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、測量実施のため植物、かき、さく等の伐採又は土地若しくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行うものとする。 この場合において生じた損失は、特記仕様書に示すほかは受注者が負担するものとする。

#### (関係官庁その他への手続等)

- 第8条 受注者は、測量実施のために必要な関係官庁その他に対する諸手続を係員と打合わせのうえ、受注者において迅速に処理しなければならない。
- 2 受注者は、関係官庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を係員に申し出て協議するものとする。

#### (成果品)

第9条 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、 又は使用してはならない。